



3 前項前段の処分に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。

3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅延なくその旨を荷送人に通知します。

(事故証明書の発行)

第三十一条 当店は、貨物の全部滅失に關し証明の請求があつたときは、その貨物の引渡し期間の満了の日から一月以内に限り、事故証明書を発行します。

2 当店は、貨物の一部滅失、損傷又は延着に關し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があつたときは、当該貨物の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することがあります。

## 第七節 運賃、料金等

### (運賃、料金等)

第三十二条 運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2 前項の運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージを收受します。

3 第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、賃金水準又は物価水準の変動により運賃、料金等の額が不適当となつたと認めるときは、他の一方に対し、額の変更の協議を求めることができます。

4 個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とした運賃、料金等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

### (運賃、料金等の收受方法)

第三十三条 当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を收受します。

2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に對し、その過不足を払い戻し、又は追徴します。

3 当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷受人から收受するところを認めることができます。

### (待機時間料)

第三十四条 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が第六十一条の貨物の積込み若しくは取卸し又は第六十二条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当店が別に定める料金を收受します。

（延滞料）

第三十五条 当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかつたときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利十（五）パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することができます。

（運賃請求権）

第三十六条 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷を生じたときは、当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃、料金等の支払を請求することができます。

2 当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人の責任による事由によって滅失し（たときは、荷運賃、料金等の全額を收受します。

（事故等と運賃、料金等）

第三十七条 当店は、第一七七条及び第二十九条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行つた運送の割合に応じて、運賃、料金等を收受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を收受している場合には、不足があるときは、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。

（中止手数料）

第三十八条 当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によるときを除いて、中止手数料を請求することができます。ただし、荷送人が運送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

2 前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。

（一）運送引受書に記載した集貨予定期の前々日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の二十一パーセント以内

（二）運送引受書に記載した集貨予定期の前日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の三十一パーセント以内

（三）運送引受書に記載した集貨予定期の当日中に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の五十パーセント以内

## 第八節 責任

### （責任の始期）

第三十九条 当店の貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

### （責任と拳証）

第四十条 当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他の運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

（荷送人の申込書等の記載の不完全等の責任）

第四十一条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であったときは、当店は、その滅失、損傷又は延着に關する責任を負いません。

（荷送人の責任）

第四十二条 前項の規定にかかるわらず、コンテナに詰められた貨物であつて当該貨物の積卸しの方法等が次に掲げる場合に該当するものの滅失又は損傷について、当店に対し損害賠償の請求をしようとする者は、その損害が当店又はその使用人その他の運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。

（特殊な管理を要する貨物の運送の責任）

第四十三条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、損害賠償の責任を負いません。

（荷送人の封印による異常）

第四十四条 当店は、荷送人の封印による異常がない状態で到着していること。

（荷送人の責任）

第四十五条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

（荷送人の申込書等の記載の不完全等の責任）

第四十六条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

（荷送人の責任）

第四十七条 当店の貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷受人が留保しないで貨物を受け取つたときは、荷送人の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害、その責任を負いません。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しません。

（免責）

第四十八条 貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他の事変又は強盗（不可抗力による火災、地震、津波、高潮、大火、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災）又は一部滅失があつた旨の通知を受けたときは、荷送人に對する当店の責務が知つていたとき。

2 貨物に一部滅失又は損傷があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時における貨物の価額によって、荷送人が高価品であることを当店が知つていたとき。

3 第二十六条第一項の規定により、貨物の滅失又は損傷がなかつたときの貨物の価額との差額によつてこれらを定めます。

3 第二十六条第一項の規定により、荷物の滅失又は損傷のため荷送人又は荷受人が支払つことを要しない運賃、料金等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。

4 第一項及び第二項の場合において、貨物の価額又は損害額について争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。

第五条 貨物が延着した場合の損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とします。

第四十九条 当店は、前項の規定にかかわらず、当店の惡意又は重大な過失によつて貨物の滅失、損傷又は延着を生じたときは、それにより生じた一切の損害を賠償します。

（除外期間）

第五十条 当店の責任は、貨物の引渡しがされた日（貨物の全部滅失の場合にあつては、その引渡しがされた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします）です。

第五十一条 当店が他の自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行う場合において、運送上の責任は、この約款により当店が負います。

（賠償に基づく権利取得）

第五十二条 当店が貨物の全部の価額を賠償したときは、当店は、当該貨物に関する一切の権利を取得します。

（利用運送の際の責任）

第五十三条 連絡運輸に係る貨物の運送を当店が引き受け、かつ、最初の運送を行つた運送事業者において（連絡運輸の場合）といふ。当店が送り状を請求したときは、荷送人は、全運送についての送り状を交付しなければなりません。

（運賃、料金等の収受）

第五十四条 当店は、連絡運輸の場合には、貨物を受け取るときまでに、全運送についての運賃、料金等を收受します。

（中間運送人の権利）

第五十五条 当店は、前項の規定にかかわらず、全運送についての運賃、料金等を、最後の運送を行つた運送事業者が貨物を引き渡すときまでに、荷送人から收受することを認めることができます。

（運賃の原則）

第五十六条 当店は、連絡運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着について、他の運送事業者と連絡して損害賠償の責任を負います。

（責任の範囲）

第五十七条 連絡運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送について、その事業者の運送約款又は連絡運輸の場合は、他の運送事業者の行う運送について、その事業者の運送約款又は運送に係る規定の定めるところによります。ただし、貨物の滅失、損傷又は延着による損害が生じた場合であつて、かゝず、その損害を与えた事業者が明らかでない場合の損害賠償の請求については、この運送約款の定めるところによります。

（運送約款等の適用）

第五十八条 連絡運輸の場合には、各運送事業者と、その運送約款又は運送に係る規定により計算した運送約款の定めるところによります。ただし、貨物の滅失、損傷又は延着による損害が生じた場合であつて、かゝず、その損害を与えた事業者が明らかでない場合の損害賠償の請求については、この運送約款の定めるところによります。

（引渡し期間）

第五十九条 連絡運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送について、その事業者の運送約款又は連絡運輸の場合は、他の運送事業者の行う運送について、その事業者の運送約款又は運送に係る規定の定めるところによります。ただし、貨物の滅失、損傷又は延着による損害が生じた場合であつて、かゝず、その損害を与えた事業者が明らかでない場合の損害賠償の請求については、この運送約款の定めるところによります。

（損害賠償請求権の留保）

第六十条 連絡運輸の場合は、各運送事業者と、その運送約款又は運送に係る規定の定めるところによります。ただし、貨物の滅失、損傷又は延着による損害が生じた場合であつて、かゝず、その損害を与えた事業者が明らかでない場合の損害賠償の請求については、この運送約款の定めるところによります。

（付保）

第六十一条 連絡運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定してその支払いをします。

（品代金の取立て）

第六十二条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能者等を必要とする業務（以下、「附帯業務」という。）を引き受けた場合には、当店が別に負います。

（品代金の取立ての委託）

第六十三条 品代金の取立ての委託を受けた貨物を発送した後、荷送人が、当該品代金の取立ての委託を取り消した場合は、荷送人若しくは荷受人が責任を負う事由により当該品代金の取立てが不能となつた場合は、当該品代金の取立て料の払戻しはしません。

（付保業務について）

第六十四条 運送の申込みに際し、当店の申出により荷送人が承諾したときは、当店は、荷送人の費用によつて運送保険の締結引き受けます。保険料率その他運送保険に関する事項は、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。